

自然災害発生時等における業務継続計画

法人名	合同会社 勉強室なかむら	サービス種別	放課後等デイサービス
代表者	中村 公允	管理者	中村 公允
所在地	広島県安芸郡府中町山田 2丁目2-15	電話番号 Fax番号	082-288-5690

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針	1
(2) 推進体制	2
(3) リスクの把握(地震等の自然災害)	2
① ハザードマップの確認	2
② 被災想定	3
(4) 優先業務の選定	4
① 優先する業務	4
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	5
① 研修・訓練の実施	5
② BCPの検証・見直し	5
2. 平常時の対応	6
(1) 建物・設備の安全対策	6
① 人が常駐する場所の耐震措置	6
② 設備の耐震措置	6
③ 水害対策	6
(2) 電気が止まった場合の対策	6
(3) ガスが止まった場合の対策	6
(4) 水道が止まった場合の対策	6
① 飲料水	6
② 生活用水	6
(5) 通信が麻痺した場合の対策	7
(6) システムが停止した場合の対策	7
(7) 衛生面(トイレ等)の対策	7
① トイレ対策	7
② 汚物対策	7
(8) 感染防止に向けた対策.....	8
①新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の収集	8
②基本的な感染症対策の徹底	8
③職員・利用者の体調管理	8
④施設内出入り者の記録	8
⑤緊急連絡網の整備	8
(9) 感染者及び感染疑い者が発生した場合の対策.....	9
①第一報	9
②感染者及び感染疑い者への対応	10
③消毒・清掃等の実施	10
④休業の検討とその後の対応	10
(10) 必要品の備蓄	11
(11) 資金手当て	11

3. 緊急時の対応	12
(1) BCP発動基準	12
(2) 行動基準	12
(3) 対応体制	13
(4) 対応拠点	13
(5) 安否確認	13
① 利用者の安否確認	13
② 職員の安否確認	13
(6) 職員の参集基準.....	14
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	14
(8) 重要業務の継続.....	15
(9) 職員の管理.....	16
① 休憩・宿泊場所.....	16
② 勤務シフト	16
(10) 復旧対応.....	17
① 破損個所の確認.....	17
② 業者連絡先一覧の整備.....	17
③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応).....	17
4. 他施設との連携	17
(1) 連携体制の構築.....	17
① 連携先との協議.....	17
② 連携協定書の締結.....	17
③ 地域のネットワーク等の構築・参画	18
(2) 連携対応	18
① 事前準備.....	18
② 利用者情報の整理	18
③ 共同訓練.....	18
5. 地域との連携	19
(1) 被災時の職員の派遣.....	19
(2) 福祉避難所の運営	19
① 福祉避難所の指定.....	19
② 福祉避難所開設の事前準備	19

1. 総論

(1) 基本方針

1. 目的

この事業継続計画(以下「BCP」という。)は自然災害や新型コロナウイルス感染症等の発生による非常事態において、業務を継続できるよう平時にBCPを策定し、有効に機能させるための訓練を継続しながら、緊急時には事業活動レベルの落ち込みを小さくし、事業停止を回避して施設運営を維持しながら、避難生活を送れるための準備や、復旧、再開に要する時間を短くすることを目的に、事前の対策ならびに対応の基準について定めるものである。

(1) 災害時に施設に求められる機能、重点目標

①利用者と職員の安全確保

命と安全の担保については、「想定範囲内」になるように網羅する。

②緊急事態時のサービス継続

サービス継続のための準備をするとともに、緊急事態におけるサービスの縮小又は変更、一部停止の基準についても規定する。

2. 緊急事態時のサービス継続期間

①地震等の発災後に無支援孤立状態になり初動対応、概ね3日間を施設での避難を可能とすることを第1目標とする。但し、(冬季・夏季等)空調停止により利用者の生命機能維持が困難、また、建物が被災し留まることが命と安全を担保するための合理的な選択にならないと判断した場合はこの限りではない。

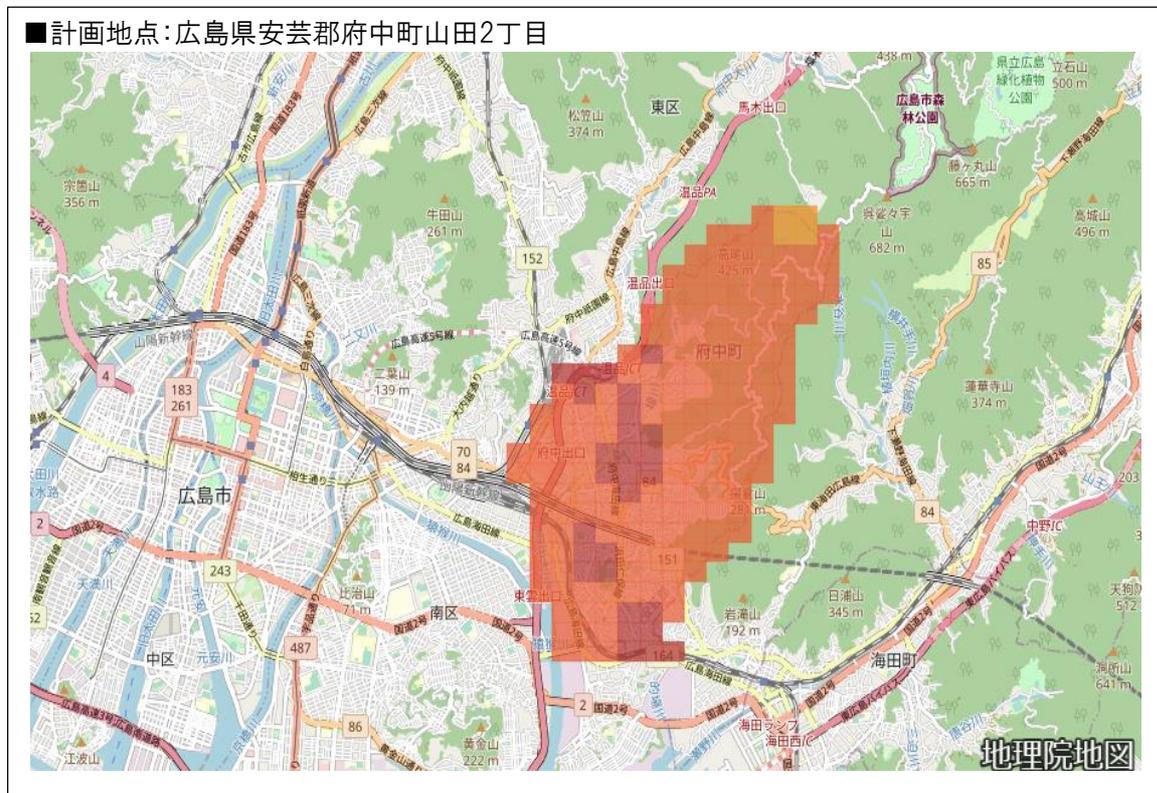
②新型コロナウイルス感染症等においては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」に基づき、利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能維持を目的に、可能なかぎりのサービスを継続する。

(2) 推進体制

役割	業務	担当者	代行者
法人責任者	記者会見対応等	最高経営責任者	専務
BCP 統括責任者	決定・指揮・統括管理	管理者	児童発達支援管理責任者
情報収集・連絡班	職員・利用者(家族)、関係機関の連絡。災害情報の収集	児童指導員 事務職員	児童指導員
避難誘導班	利用者の避難誘導・搬送	児童指導員 その他の従業員	児童指導員 その他の従業員
医務班	傷病・体調不良者の救護・手当	看護職員	ビューティフルライフの 看護師
栄養・調理班	食事提供・一部調理	児童指導員	児童指導員
物資調達・警戒班	平時の備蓄管理 非常時の設営、払出し。 災害発生後の建物・設備・周辺 被害把握・修繕	児童指導員	対応可能なスタッフ 応援スタッフ

(3) リスクの把握(地震等の自然災害)

① ハザードマップの確認



② 被災想定

中央防災会議防災対策推進検討会南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、平成25年3月に甚大な被害が予想される地域の「目安」として震度6弱以上の市町村を公表している。府中町の場合には、以下に示す地震で震度6弱以上のゆれが発生することが予想されている。これに基づき、計画の被害想定は震度6弱以上とする。

＜府中町において震度6弱以上が予想されている地震＞

①南海トラフ巨大地震 M9.0	
②安芸灘～伊予灘～豊後水道地震 M6.7～7.4	

【自治体公表の被災想定】

南海トラフ巨大地震

- 津波の発生によって浸水深さ1センチ以上の浸水がある面積は12,474ha
そのうち、浸水深さ30センチを超える地域の割合は約86%
- 地震の揺れ、液状化、土砂災害、津波により69,210棟の建物が全壊
- 死者は最大で14,759人(約9割が津波によるもの)
- 避難を必要とする人は約59万人
- 断水人口は約107万人 停電は約12万軒
- 経済被害は約8.9兆円

安芸灘～伊予灘～豊後水道地震

- 津波の発生によって浸水深さ1センチ以上の浸水がある面積は7,921ha
そのうち、浸水深さ30センチを超える地域の割合は約85%
- 地震の揺れ、液状化、土砂災害、津波により29,012棟の建物が全壊
- 死者は最大で11,206人(約9割が津波によるもの)
- 避難を必要とする人は約40万人
- 断水人口は約34万人 停電は約13万軒
- 経済被害は約5.9兆円

【自施設で想定される影響】

○施設所在地の評価

- 地盤: やや揺れにくい
- 液状化の可能性: 低い
- 浸水の可能性: 高い
- 標高 60.9m
- 土砂災害の可能性: やや高い

○施設内の評価

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	摘要
(電力)	自家発電機→		復旧	→	→	→	→	100V 7.5A
電力	▲	▲	○	→	→	→	→	通信用・照明用確保
消防設備	○	○	○	→	→	→	→	専用自家発電機
飲料水	○	○	○	→	→	→	→	備蓄水
生活用水	○	○	○	→	→	→	→	貯水槽
LPG	○	○	○	→	→	→	→	タンク容量(200)kg
携帯電話	▲	▲	○	→	→	→	→	基地局次第
内線 PHS	▲	▲	○	→	→	→	→	中継器への給電要
パソコン	×	×	○	→	→	→	→	電力供給次第
インターネット	▲	▲	○	→	→	→	→	携帯電話のブラウザ*

(4) 優先業務の選定

① 優先する業務

職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
優先業務の基準	生命維持に必要な 【必要最低限】	食事・排泄中心 【減少・休止】	【ほぼ通常】 【選択減少・休止】	【ほぼ通常】
食事の回数	必須栄養	3食分/日栄養	朝・昼・夕	↑
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常	↑
排泄介助	おむつ交換減少	必要な方に介助	必要な方に介助	↑
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	↑
機能訓練等	休止	最低限	選択・最低限	↑
医療的ケア	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常	↑

優先業務	必要な職員数			
	朝	昼	夕	夜間
排泄介助	2人	2人	2人	0人
食事準備・介助	2人	2人	2人	0人

・食事は施設調理から施設備蓄での提供に変更

<しばらくの間停止する事業>

(1)施設管理部門における業務

報酬請求、研修、各種委員会活動等

(2)機能訓練

日常生活を営むに必要な機能の改善の訓練

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1)防災委員会(委員) | 4、8、12月に開催 |
| (2)避難訓練(職員) | 年1回実施 ※備蓄品の棚卸しも行う |
| (3)法人施設合同会議 | 年1回(災害時の協力内容確認) |
| (4)事業継続計画の更新 | 年1回 ※経営環境に変化がある場合は適宜更新 |

② BCPの検証・見直し

・BCPの検証及び見直しは、原則、防災委員会で協議し、責任者(対策本部長ならびに対策本部責任者)が承認する。
--

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
食堂兼機能訓練室	設備品の転倒対策(TV・加湿器等)	
非常階段	避難経路への放置備品の点検	
厨房	ガス漏れ警報点検、消火器設置	
事務所	高所の荷物固定又は撤去	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
建物	最新耐震基準適合	
LPG バルクタンク	耐震型(地震感知で自動閉栓)	開栓は復帰操作が必要

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
1F床下浸水	土のう袋、遮水板を準備	警戒区域外

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
消防設備用自家発電機	停電時に自動で始動
自家発電機	ポータブル電源
ポータブル電源	自家発電機(屋外限定)
蓄電式ポータブル照明	スマートフォンのフラッシュライト機能
保冷剤	高栄養食など、冷蔵・冷凍品の品質保持

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
給湯器(継続)	カセットコンロ、電気湯沸かしポット
カセットコンロ	電気湯沸かしポット

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

・備蓄飲料水: 2ℓ ペットボトル 30 本(60ℓ=20人×3 日)

② 生活用水

・受水槽容量: 20 立法メートル 20 トン(20,000ℓ)※飲料水併用

(5) 通信が麻痺した場合の対策

- ①携帯電話(スマートフォン)1台:4G、メール・SMS、SNS、ブラウザ、Bluetooth
- ②携帯電話(オンコール用)2台:4G、メール、SMS、ブラウザ、TVチューナー
- ③PHS(内線・外線発着信)5台:通話
- ④タブレット端末(iPad)5台 ※利用者家族間 LINE 通話可能

- ①④は Apple Lightning ケーブル
- ②③は専用充電器が必要

契約電話の基地局が使えない、PHS用PBXが停電で使えない場合、何れの通信も不能となる。

(6) システムが停止した場合の対策

サーバー稼働停止中は、記録等については一旦手書きで保管し、復旧後に順次転記入力する。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

① トイレ対策

【利用者】

- ・断水でトイレが使用できない場合には、ポータブル又はおむつ対応とする。
- ・排泄介助回数は、使用可能なおむつ枚数によって介助回数を検討する。
- ・使用済みおむつは密閉保管を徹底し、決められた場所で保管する。

【職員】

- ・既存トイレに、災害用ディスポーザブルトイレを設置する。
- ・使用済汚物袋は密閉保管を徹底し、決められた場所で保管する。

② 汚物対策

- ・既存の汚物保管場所に置く。廃棄物業者の収集が滞り、保管場所が満杯になった場合、穴を掘るなど、敷地内にあらたな保管場所設置を検討する。

(8) 感染防止にむけた対策

①新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の収集

- (1)管理者が以下の情報収集と事業所内共有を行う。
- (2)厚生労働省、都道府県、市区町村、関連団体のホームページから最新の情報を収集する。
 - ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
 - ・広島県ホームページ【新型コロナウイルス感染症について】：
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/2019-ncov/>
 - ・安芸郡府中町ホームページ【新型コロナウイルス感染症について】：
<https://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/korona/>
- (3)関係機関、団体等からの情報を管理・利用する。
- (4)必要な情報は、事業所内で共有・周知する。
 - ミーティングで伝達し、情報を掲示する。
 - 重要な情報は、マニュアル化し、教育を実施して徹底する。

②基本的な感染症対策の徹底

- (1)感染予防の取組みとして、手指消毒、マスク着用、定期的な換気と消毒、利用者・職員・外部訪問者の体調管理を行う。
- (2)感染症や濃厚接触者が発生したことを想定したシミュレーションを行い、日頃から感染症対応力向上を図る。

③職員・利用者の体調管理

- (1)職員、利用者の日々の体調管理をする。 ※別紙参照【健康管理チェックリスト】
- (2)管理者は毎日リストを確認する。
- (3)迎え時の体調を十分確認し、問題があれば、来所の見合等検討し、対応する。
(管理者へ連絡・相談や欠席の場合の連携等対応)
- (4)利用者の家族に、体調不良等で異常がある場合は、事業所へ連絡の徹底をお願いする。

④施設内出入り者の記録

- (1)来所者の体調チェックし記録する。 ※別紙参照【来所者立ち入り時体温チェックリスト】
- (2)管理者は毎日確認する。

⑤緊急連絡網の整備

- (1)職員の緊急連絡網を整備し、緊急時にすぐ連絡できるよう徹底する。
※別紙参照【職員緊急連絡網】
(複数の職員に同時連絡ができるSNSなども活用する)

(9)感染者及び感染疑い者が発生した場合の対策

- 送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、利用者・家族又は職員が利用者の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- 利用者に息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状や、発熱、咳、頭痛などの比較的軽い風邪症状等が確認された場合、速やかに新型コロナウイルス感染症を疑い対応する。
- 初期症状として、嗅覚障害や味覚障害を訴える患者がいることが明らかになっており、普段と違うと感じた場合には、速やかに医師等に相談する。
- 職員は、発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底し、感染が疑われる場合は主治医や地域で身近な医療機関、受診・相談センター等に電話連絡し、指示を受けること。
- 管理者は、日頃から職員の健康管理にも留意するとともに、体調不良を申しやすい環境を整える。

①第一報

(1)管理者への報告

感染疑い者が発生した場合は、担当職員は、速やかに管理者等に報告する。

※報告ルート、報告先、報告方法、連絡先等を事前に整理する

(2)地域での身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡

・主治医や地域で身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへ電話連絡し指示を受ける。

・通所利用者であること、氏名、年齢、症状、経過等を伝える。

(3)事業所内・法人内の情報共有

状況について事業所内で共有する。氏名、年齢、症状、経過、今後の対応等を共有する。

(4)指定権者への報告

・管理者等は保健所へ連絡を行い、指示を仰ぐ。

・管理者等は都道府県(指定権者)へ報告する。

・電話により現時点での情報を報告・共有するとともに必要に応じて文書にて報告を行う。

(5)療育相談支援事業所への報告

・当該利用者を担当する療育相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。また、当該利用者が利用している他サービス事業者への情報共有を依頼する。

・早急に対応が必要な場合などは、当該利用者が利用している他サービス事業者への情報共有を速やかに行う。

・電話等で直ちに報告するとともに、必要に応じて文書にて詳細を報告する。

(6)家族への報告

・状況について当該利用者家族へ報告する。その際、利用者の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有する。

②感染者及び感染疑い者への対応

<利用休止>

- ・利用を断った利用者については、当該利用者を担当する療育相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。

<医療機関受診>

- ・利用中の場合は、第一報で連絡した医療機関、受診・相談センターの指示に従い、医療機関のへ受診等を行う。

③消毒・清掃等の実施

- (1)感染者及び感染疑い者が利用した共有場所の消毒・清掃を行う。

例えば、出入口、デイルームのドアノブ、座席やテーブル、トイレのドアノブ、水洗レバー、洗面所の蛇口等の高頻度接触面。

- (2)手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わない。

トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で清拭後、水拭きし、乾燥させる。

- (3)保健所の指示がある場合は、その指示に従う。

④休業の検討とその後の対応

- (1)都道府県、保健所等との調整

- ・保健所から休業要請があれば従う。

- ・感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況等に応じて、提供可能なサービス、ケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや業務手順の変更を行う。

- (2)優先的にサービスを提供すべき利用者をリストアップしておく。

※別紙参照【災害時利用者一覧表(安否確認優先順位)】に利用者情報を記入し、優先度を話し合っておく。

- (3)感染の疑いのある利用者が、少数でありPCR検査等により陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。

- (4)療育相談支援事業所との調整

- ・業務停止日と業務再開日、休業中の対応について療育相談支援事業所に情報提供し、利用者の代替サービス確保に努める。

- (5)利用者・家族への説明

- ・管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。

- ・業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の情報や従業員の対応等について説明を行う。(出来る限り、文書により提示する)

- (6)再開基準の明確化

- ・保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。

- ・停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態より、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。

- ・業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。

(10) 必要品の備蓄

【飲料・食品】※別紙参照【備蓄品リスト】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
			食糧庫	栄養・調理班

【医薬品・衛生用品・日用品】※別紙参照【備蓄品リスト】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
			倉庫	医務班 物資調達・警戒班

【備品】※別紙参照【備蓄品リスト】

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
		倉庫	物資調達・警戒班

(11) 資金手当て

災害発生後、燃料などの調達が必要な場合、可能な取引業者は買掛払いとする。
現金が必要な場合、通院支払用に用意されている小口現金を活用する。
手持ちを超過する場合、法人本部へ現金補充または、支払い要請する。
保険加入は法人本部で行われている。保証内容は今後確認・把握する。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震による発動基準】

- ①震度 6 弱以上の地震が発生し、被災状況や社会的混乱など総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合。
- ②建物倒壊、ライフラインの停止、通信手段の途絶、道路寸断等による孤立化により通常の業務継続が難しい状況となった場合。

【水害による発動基準】

- ①大雨警報(警戒レベル 3)が発表され、かつ、避難情報(警戒レベル 3)「高齢者等避難」が発令された場合。
- ②被災状況や社会的混乱など総合的に勘案し、施設長が必要と判断した場合。
- ③建物倒壊、ライフラインの停止、通信手段の途絶、道路寸断等による孤立化により通常の業務継続が難しい状況となった場合。

【新型コロナウイルス感染症の場合】

- ①緊急事態宣言(まん延防止等重点措置含む)が発令され、感染状況や社会的混乱など総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合。
- ②施設内での感染者(職員および利用者)が、同時期に2名以上発生した場合。

(2) 行動基準

(1) 自身及び利用者の安全確保

命を守る行動を最優先し、周囲を観察し落ち着いて行動する。必要と判断した場合、施設外へ避難する。

(2) 二次災害への対策(火災、建物倒壊など)

安全が確保出来る状況になったら、火災や建物倒壊の危険性が無いか点検を行い、危険場所は立ち入り禁止等の措置を講じる。

(3) 利用者の生命維持

職員の安否確認を行うとともに、出勤可能な職員を把握し職員数に応じた優先業務の選定を行う。又、災害状況に応じて優先事業の選定も同時に行う。

(4) 法人内施設間の連携と外部機関との連携

①法人内施設間の連携はグループウェアの非常災害用掲示板を使用して行う。

②外部機関と連携を図り人的及び物的の支援を要請する。

広島県健康福祉局 障害者支援課(082-513-3158)

(3) 対応体制

- ①法人責任者(最高経営責任者、専務)
犠牲者発生など、重大過酷状況での外部情報発信等、現場が事業継続に集中できるよう支援する。
- ②BCP 統括責任者(管理者、生活相談員)
事業継続計画に基づく選択・決定・実行・指揮・統括管理を行う
- ③情報収集・連絡班(児童発達支援管理者、事務職員、児童指導員)
職員および利用者(家族)、関係機関の連絡。災害情報の収集を行い、BCP 運営の意思決定支援に資する。
- ④避難誘導班(児童指導員、その他の従業員)
利用者の避難誘導・搬送および必要な介助全般。
- ⑤医務班(看護職員)
傷病・体調不良者の救護・手当。
医療機関、処方薬局との連携を図り利用者の健康、安全を確保する。
- ⑥栄養・調理班(調理員、調理補助)
施設調理での食事供給が停止した際、施設備蓄食料を用いた簡易調理、温めなどの作業を通じて、利用者への食事提供を維持する。
- ⑦物資調達・警戒班(児童指導員、対応可能なスタッフ)平時の備蓄調達・管理。非常時の設営、払出し。
災害発生後の建物・設備・周辺被害の把握・修繕

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
事務所	相談室	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

【安否確認ルール】

利用者点呼表で確認の上、対策本部に報告する。
負傷者発生の場合、看護職員に応急処置を要請する。

【医療機関への搬送方法】

①救急車の出動要請 or ②施設車両での搬送

② 職員の安否確認

- ①事務職員・児童発達支援管理責任者・児童指導員より職員の登録電話番号に連絡して安否確認を行い、
対策本部へ報告する。
- ②併せて災害伝言板の書き込み情報を確認する。
- ③携帯電話を登録している職員には、SMS、SNS 等も併用して連絡を試みる。

(6) 職員の参集基準

・地震の場合

震度	管理者	指定従業員(社員)	一般従業員(パート)
6 弱以上	原則出勤	原則出勤	原則出勤
5 強	原則出勤	原則出勤	原則出勤

・水害の場合

大雨警報	管理者	指定従業員(社員)	一般従業員(パート)
レベル 3	原則出勤	原則出勤	管理者指示により出勤
レベル 2	原則出勤	管理者指示により出勤	管理者指示により出勤

①参集方法

参集する方法は、安否確認と同手段および、事務系職員グループウェアを使用して行う。

②出勤不可能な場合

自宅が被災又は道路寸断等、出勤する事で職員に危険が及ぶ場合など、被災状況や社会混乱、個々の家庭事情など、出勤できない合理的事情がある場合、参集は行わない。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	事務所及び相談室	火災など救助時 RF階
避難方法	経路はEV又は屋内階段 1か所	RF階は屋外避難階段のみアクセス可

【施設外】

	第1避難場所	第2避難場所
避難場所	施設駐車場	指定緊急避難場所
避難方法	EV が使用できない場合、 屋内階段 1 か所、屋外避難階段 1 か 所を利用	施設車両で移動

(8) 重要業務の継続

経過目安	発災後6時間	発災後1日	発災後3日	発災後7日
出勤率	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
在庫量	在庫 90%	在庫 70%	在庫 20%	在庫 100%
ライフライン	停電、断水	停電、断水	断水	復旧
業務基準	安全と生命を守る 必要最低限	食事、排泄中心 その他は休止又は減	一部休止又は減とする が、通常に近づける	ほぼ通常通り
給食	必要最低限の メニューの準備	飲料水、 栄養補助食品、 簡易食品、炊き出し	炊き出し ライフライン復旧の 範囲で調理再開	炊き出し ライフライン復旧の 範囲で調理再開
食事介助	応援体制が 整うまで無し 必要な利用者には 介助	必要な利用者 に介助	必要な利用者 に介助	必要な利用者 に介助
機能訓練等	応援体制が 整うまで無し	必要な利用者 には再開	適宜再開	ほぼ通常通り
口腔ケア	応援体制が 整うまで無し	必要な利用者 はうがい	適宜介助	ほぼ通常通り
水分補給	飲料水準備 必要な利用者 に介助	飲料水準備 必要な利用者 に介助	飲料水準備 必要な利用者 に介助	飲料水準備 ほぼ通常通り

- ・ライフライン停止によるサービス中止(入浴、個別訓練、洗濯、清掃など)
- ・欠品・補充不能によるサービス頻度減少、代替、中止(食事、排泄介助、医薬品など)

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

休憩場所	宿泊場所
休憩室	静養室
相談室	食堂兼機能訓練室
事務所	相談室
更衣室	

② 勤務シフト

【災害時の勤務シフト原則】

- ・ 子供が通常通り預けられないなどの家庭事情を考慮する。
- ・ 施設に留まれる職員を中心にシフトを構成する。
- ・ 長期間勤務とならないよう必要に応じて近隣事業所へ応援要請を行い調整する。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

※別紙作成

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
		施設全般に係ること
		消防・火災に関わること
		電力に関すること
		システムに関わること

③ 情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

- ・被災状況報告・届出は、広島県健康福祉局 障害者支援課(082-513-3158)
- ・外部広域、マスコミ対応は、法人本部
- ・利用者ご家族などへのホームページでの情報提供は、当施設。
公表タイミング、範囲、内容、方法についての方針は、今後検討し定める。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

② 連携協定書の締結

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
		人員・物資など全般
		人員・物資など全般

【連携関係のある医療機関(協力医療機関等)】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
広島県健康福祉局 障害者支援課	082-513-3158	

(2) 連携対応

① 事前準備

・近隣事業所との合同会議(年1回)で災害時の協力内容を確認。
今後、協定内容についての検討および決定をする。

② 利用者情報の整理

・現在、ソフト上に情報が集積しているため、電力停止に備え、サマリーのファイリング化を進める。

③ 共同訓練

・近隣事業所との合同会議(年1回)主に災害時の協力内容を確認。
訓練内容についても、今後検討および決定する。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークへの加盟等、登録を検討する。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

② 福祉避難所開設の事前準備

その他

以上

附則

令和 6年 4月 1日策定。